

原子力損害賠償に関する

二つの条約案

星野英一

ing Committee) はかたがたの構成員

とするものである。紙数の関係で詳しく述べる(1)。

別稿に譲る(1)。

一) 常設委員会の第一回の会合は、来る
一〇月上旬に行なわれる。

二) わが賠償法の立案にさいしての問題
点は、鈴木・星野・竹内・原子力災害補
償(シンボシジョウム)・私法二二号に指摘
した。なお、両約案について比較的
詳しく検討したものを近く法学協会雑誌
に発表する予定である。

二 原子力損害に対する民事責任に関する政府間委員会

(Inter-Governmental Co-

ס-ו נידון רימון)

「原子力損害の民事責任の国際

International Standards

g GAVI Laboratory Hot Nuclear

も古くから國際的な日程に上

卷之三

ために、わが国の専門家を含め

卷之三

回にわたってこれを_{日記}開催した。

の報告と、そいでできた草案についての、こくかんだんな紹介を行ない、特にわが賠償法との関係で問題となる点を指摘しようとするものである。紙数の関係で詳細は別稿に譲る(1)。

(1) 常設委員会の第一回の会合は、来る一〇月上旬に行なわれた。

(1) わが賠償法の立案にさいしての問題点は、鈴木、星野、竹内、原子力災害補償(ハンボジウム)、私法一二号に指摘した。なお、両条約草案について比較的詳しく述べたものを近く法学協会雑誌に発表する予定である。

II 原子力損害に対する民事責任に関する政府間委員会

(Inter-Governmental Committee on Civil Liability for Nuclear Damage)

I 「原子力損害の民事責任の国際的最低基準に関する条約」(Convention on Minimum International Standards regarding Civil Liability for Nuclear Hazards)」案は、原子力船に関する条約案から、国際的な田種に上り立った。すなわち、国際原子力機関(IAEA)は、一九五九年一月に、この問題を扱うために、わが国の専門家を含む一〇名から成る専門家会議(Panel of Experts)を召集し(1)、統いて同年五月、八四八回にわたってこれを開催した。

A E A 事務局長は、政府間会議の準備のために、右草案を各國政府に送付して意見を求め、一九六一年五月に、わが国を含む一四ヶ国から成る政府間委員会を開催した(1)。

このよほどして、本政府間委員会の基礎資料は、右の条約草案と、これに対する各國政府の意見集であるが、そのほか、一九六〇年七月一九日には調印された、歐州経済協力機構(OECD)の条約(Convention on Third Party Liability in the Field of Nuclear Energy)が、これに調印した国によって既成事実として存在しており、事実上重要な資料であった。あるいは、O E E C 条約と、ウインバーノル草案との調整を図るために専門家会議が同年一月にパリで開催されたが、その報告書も資料として提出され重要な参考となつた他、直前に開催された海事法外交会議の成果が大いに利用された。

II 会議は、右の資料に基づいて逐条審議を行ない、その結果を起草委員会に廻し、そいで作った草案を再び委員会で討議をするという形で行なわれた。このうち、各論点について採決をとるに

右第一回専門家会議の討論をもととして
直ちに条約草案が作成され、第一・第三
回の会議で検討された結果、条約草案と
詳細な註釈が作成されて、事務局長に提
出された。一九五九年秋であり、IAEA
Aの原子力船条約草案より一年早い。I
AEA事務局長は、政府間会議の準備の
ために、右草案を各國政府に送付して意
見を求め、一九六一年五月に、わが国を
含む一四ヶ国から成る政府間委員会を開
催した(1)。

このよんだして、本政府間委員会の基
礎資料は、右の条約草案と、これに對す
る各國政府の意見集であるが、そのほか、
一九六〇年七月十九日に調印された、
歐州経済協力機構(OECD)の条約
(Convention on Third Party Liability
in the Field of Nuclear Energy)が、
これに調印した国にとって既成事實とし
て存在しており、事實上重要な資料であ
った。それにOECD条約と、ウインバ
ネル草案との調整を図るために専門家会
議が同年一月にパリで開催されたが、
その報告書も資料として提出され重要な
参考となつた他、直前に開催された海事
法外交会議の成果が大いに利用された。
二 会議は、右の資料に基いて逐
条審議を行ない、その結果を起草委員会
に廻し、そこで作った草案を再び委員会
で討議をするという形で行なわれた。こ
のうち、各論点について採決をとること

はせず、初めは、委員会の大体の傾向をつかんでこれによって起草委員会草案を作り、後には、記録に止めるべき各國の留保・了解等の発言を行なうに止めている。人數が少ないためもあり、静かなナデミックなものであった。原子力船条約ほど大きな利害の対立を感じさせるような議論はなかったようと思われる。

結果としては、ペネル草案の根本的な考え方には大きな変更は加えられなかったが、表現の点で、OEBC条約、特にプラッセル草案との調整が図られ、条文の順序も若干変更された。結局、最終条項を除く一五条の草案となつた。

(1) わが国からは、第一回は東京海上火災の長崎正造氏、第二・第三回は、金沢良雄教授が出席した。

(1) 参加国は、アルゼンチン、ブラジル、カナダ、エコスロバキア、フィンランド、フランス、西ドイツ、イングランド、日本、ボーランド、ソ連、アラブ連合、イギリス、アメリカである。

III 本草案の骨子は、いざのとおりである。

(1) 原子力事故によつて生じた原子力損害について責任を負うのは、施設国(Installation State) (1) によって事業者(operator)として承認された者である(1条六項、二条一項)。

(2) 事業者が責任を負う原子力損害については、その施設内において発生したもの、その施設から流出した核危険物質によつて求償権を有するが、その相手に関し

て生じたものその他、運送中の核危険物質によつて生じたものが含まれる。但し責任を負う時期は、受け取る場合には、明示の特約による責任引受けの時期、特約がないときは運送物引取の時期から始まり、送り出す場合には、受取事業者の明示の特約による責任引受け時期、特約がないときは受取事業者による輸送物引取のときは受取事業者による輸送物引取の時期に終る(二条一項)。かなり問題となつた点であり、わが賠償法との関係も考慮を要する(後述)。

(3) 「原子力損害」には、事故を起した事業者の従業員の蒙つた損害も含まれる(七条参照)(1)。わが国にとって問題となる(後述)。

(4) 事業者の責任は、無過失責任である(三條一項)が、施設国は、「戦争(armed conflict)、侵略(invasion)、内乱(civil war)、反乱(insurrection)、および例外的な性格を有する巨大な自然災害(grave natural disasters of an exceptional character)」に直接起因する原子力事故につき免責されるに定めることができる(三條三項)(1)。

(5) 原子力事故についての責任は、被害者に対する関係では事業者に集中されると、締約国は、これ以外の者も損害賠償措置を備える場合には責任を負うに定めることができる(二条四項)(4)。

事業者は、事故発生に関与した者に対して求償権を有するが、その相手に関し

てA-B両案があり、A案は、損害発生によって生じたものその他、運送中の核危険物質によつて生じたものが含まれる。但し責任を負う時期は、受け取る場合には、明示的

に事故が発生した場合と、契約で明示的につき故意のある者の行為不作為によつて

施設の定める態様、金額に従つた損害賠償措置(financial security)を維持しなければならない(六条一項前段)。施設国は、損害賠償措置からの支払が不十分である範囲において、事業者の責任限度額まで、賠償のため必要な額を事業者に供給する(六条一項後段)(後述)(7)。

(8) 原子力損害賠償の訴の管轄権は、通常の場合は施設国の裁判所に(九条一項)、運送物による原子力事故については、原則として事故発生地国、事故が二箇国以上に亘る場合は、その締約国以上の領域で発生するか、どの締約国の領域にも属しない場所で発生するか、事故発生地が明らかでない場合には施設国の裁判所に属する(九条二項)。

(1) その領域に原子力施設が存在する国。原子力施設がすべての国の領域の外に存在する場合は、その(権能の)下で施設が運営されている国(一条七項)。「原子力施設」とは、原子炉、核危険物質の製造・加工の工場、その貯蔵所。一つの敷地にこれらが数個存在する場合に一施設とすることも可能(一条五項)。

(1) ベネル草案には、施設国法がこれを原子力損害とする場合に認めるとの明文があった(旧一条一〇号b)が、委員会の途中の事務局案が、これを削除してプラッセル草案に合わせることを提案し、採用されたものである。

(3) ベネル以来のものだが、アメリカと

1961.10.15 (No. 236)

ジュリスト

四 右のうち、特に委員会における議論の対象となつたものを取り出してみよう。

(1) 本条約中の異色は、核燃料等の輸送中に生じた原子力事故に関する規制であり、問題点は、荷送人・荷受人あるいは運送人のうち誰が、何時から何時までの間に生じた原子力事故について責任を負うかに存する。ペネル草案のこの点に関する規定は、必らずしも明快なものではなかつた。すなわち、一条九項は「核輸送物」の定義として、「発送原子力施

専門家会議の報告には、ウイン陸上草案はOEEC条約四条a項と表現こそ異なれ同じ結果を意図していると述べており、同条は、受取事業者に引き取られる期としているから、後者が正しいようである(1)。ところが、本政府間委員会では、第一に当事者の契約に定めることにより、契約のない場合なし明らかでない場合には、引取の時を責任移転時期とする説が有力で、これを詳しく規定するイギリスの案に従って、現草案が

（3）責任限度額をどこに決めるかの問題が、各国の政策的観点からもつとも重要であることは、ここでも同様であるが、陸上原子力施設については、額について対立がなく、何を単位に限度額を定めるかが原子力船におけるよりも難しい問題となつた。

の勘定をおくとさうめ一事古に「きき五百萬ドルを下らないものとするとの修正案を出し、フランス、ドイツが賛成した。これがB案として並記されたわけである。

(4) 管轄権も、原子力船におけるようなめんどうな問題は、主に核燃料物質等の輸送の場合に起るもので、陸上施設の原子力事故については、事故発生地国(この場合は施設国)が損害発生地国かという有名な問題があるのみである。本委員会では、インドが被害者の便宜を根

正案として記録に留めたほかは、すべて
ブではあるが、わが国が、賠償法の立場を修
正案として記録に留めたほかは、すべて
A案賛成であった。

(3) 責任限度額をどこに決めるかの問題
題が、各国の政策的観点からもつとも重要
要であることは、ここでも同様である。
が、陸上原子力施設については、額について
いてそう対立がなく、何を単位に限度額
を定めるかが原子力船におけるよりも難
しい問題となつた。

額については、アメリカがプラッセル

の勘定をおくとさうめ一事古に「きき五百萬ドルを下らないものとするとの修正案を出し、フランス、ドイツが賛成した。これがB案として並記されたわけである。

(四) ドイツ等の国内法を尊重して、パネル以来認めている例外。原子力船条約案ではずっと例外を認めてきていない。

(五) B案の文字は、事業者と契約関係に立つ者(資材・役務等の供給者、運送業者)を挙げているが、すべての第三者を含む趣旨と解される。

(六) 各国内法に任せる趣旨であることが、第一回のパネル以来の了解となつている。

(七) パネル草案では、施設国が責任限度額を条約に定める額より低くした場合(旧四条一項b)、またはある事業者が対合する損害賠償措置を本来要求されるより少くすることを許した場合(旧五条一項c)、但書に国家補償が行なわれるとしていた(旧三条四項)が、委員会では、責任限度額を低くすることを認めず、バランスセル草案の方針を探つて本文のようにしたものである。但し、これといくぶん表現が異なる(三の三註六)。

設の敷地において積み込まれる時から、受取原子力施設の敷地において積み卸される時までの「運送物」とし、解説においても、これは運送を「ユニットとして扱っているが、その目的は、「運送の特殊の危険に関する特別の実務と法的規制の発展を可能とすること」にあるとしており、三条一項には、「輸送に関しては受取側の原子力施設が責任を負うとしているところを見ると、右の定義による輸送中の責任を受取原子力施設に負わせているように解される。しかし、三条の解説には、右の表現は、「何時責任がある原子力事業者から他の原子力事業者に移転するかの問題を、両者間の個別的な契約の態様に従つて解決されるようにしておかため」のものとあり、責任移転の時期は契約に応じて定められる趣旨とも見られる。OEEC条約との調整に関するパリ

りとした。また、「引取」の意味についても見解が分れ、ドイツとアラブは、目的物に対する物質的支配行為を意味するとの解釈は裁判所に委ねられるとの考え方をとる。一方、若干の議論があった（わが国は、「引取」の解釈につき留保し、国内輸送は国内法に委ねよと主張）。

会議におけると同様、事故あたり一億二千五百万ドルを主張したが、大勢はもつと低い額をおとした。イギリスが一事故あたり五百五十万ドル、一施設あたり千五百万ドルを主張し、ソ連、アルゼンチンが同額とした。ドイツは、アメリカの額に賛成できるとしつつ、一事故あたり千五百五十万ドル、国内法が五百五十万ドルまで下げることができるとするのもよいとし、フランスも、事故あたり千五百万ドル、国内法により五百五十万ドルまで下げうるとの考え方を述べた。わが国およびイングランド、アラブは、額は外交会議で決定するべきものとして留保し、チニヨ、カナダも意見を述べなかつた。施設単位か事故単位かについては、事故単位説が有力であったが、イギリスと日本が、国内法に従い施設単位の規定をおくことを主張し、採用された。ただアメリカが反対して、施設単位

会議におけると同様、事故あたり一億二千五百万ドルを主張したが、大勢はもつと低い額をおとした。イギリスが一事故あたり五百萬ドル、一施設あたり千五百万ドルを主張し、ソ連、アルゼンチンが同調した。ドイツは、アメリカの額に賛成できることとしつつ、一事故あたり千五百万ドル、国内法が五百萬ドルまで下げる事ができるとするのもよいとし、フランスも、事故あたり千五百万ドル、国内法により五百萬ドルまで下げるとの考えを述べた。わが国およびインド、アラブは、額は外交会議で決定るべきものとして留保し、チニヨ、カナダも意見を述べなかつた。施設単位か事故単位かについては、事故単位説が有力であったが、イギリスと日本が、国内法に従い施設単位の規定をおくことを主張し、採用された。ただアメリカが反対して、施設単位の規定をおくときも、一事故につき五百萬ドルを下らないものとするとの修正案を出し、フランス、ドイツが賛成した。これがB案として並記されたわけである。

地に損害発生地圖主義を主張したが、他はすべて施設圏主義で、結論インドネシア、締約国は原告の同意をえてその国民またはその領域内で損害を受けた者を外國法廷において代理または援助を与えることが認められるべくされたとの意見を記録に留めることとなつた。輸送の場合についても、原子力船の場合ほど大きな事故は考えられず、海事法におけるような既存の国際的な規定がないので、細かく考へると問題はあるが、いわゆる原案のようになるのがよいとされた。

(1) もちろん、バネル草案の表現の不明瞭(あやふら)とは意識され、両者が実質的に同じ結果を意図していると解釈したとされています。

jet de convention relative à la responsabilité des exploitants de navires nucléaires」を翻訳して取上げた。この主題は、もとより陸上原子炉および輸送に関する条約案よりも遅れて問題となるものであるが、世界最初の原子力商船であるアメリカの「サヴァンナ」号の就航が近くなつたことを機縁に、アメリカの強いインシャティヴにより、先に世界的に扱われるに至つたものである。一九五九年九月にユーロースラヴィアのリエカ(Rijeka)で開催された、万国海法会第一回会議における主たる議題となり、その結果条約草案が作成された(以下リエカ草案と呼ぶ)。(1) 続いて国際原子力機関が、一九六〇年三月と八月の二回にわたり、世界の一四ヶ国の専門家を集めて、専門家会議を開催し(1)、その報告および勧告に基づいて、同年一二月に同機関の草案が作成された。海事法外交会議の招集は、ベルギー政府によつて同年八月に既になされていて、時間の関係上、議事の基礎は、リエカ草案と記念準備を背景に、原則として四年に一回、ベルギー政府によって招集され、今日に至るまで既に少ながらぬ数の重要な海事私法に関する国際条約を採択してきました。右余議は、今回は他の一つの議題と共に、原子力船の運航者の責任と其条約案(Draft Convention on Liability of Operators of Nuclear Ships; Pro-

jet de convention relative à la responsabilité des exploitants de navires nucléaires」を翻訳して取上げた。この主題は、もとより陸上原子炉および輸送に関する条約案よりも遅れて問題となるものであるが、世界最初の原子力商船であるアメリカの「サヴァンナ」号の就航が近くなつたことを機縁に、アメリカの強いインシャティヴにより、先に世界的に扱われるに至つたものである。一九五九年九月にユーロースラヴィアのリエカ(Rijeka)で開催された、万国海法会第一回会議における主たる議題となり、その結果条約草案が作成された(以下リエカ草案と呼ぶ)。(1) 続いて国際原子力機関が、一九六〇年三月と八月の二回にわたり、世界の一四ヶ国の専門家を集めて、専門家会議を開催し(1)、その報告および勧告に基づいて、同年一二月に同機関の草案が作成された。海事法外交会議の招集は、ベルギー政府によつて同年八月に既になされていて、時間の関係上、議事の基礎は、リエカ草案と記念準備を背景に、原則として四年に一回、ベルギー政府によって招集され、今

日に至るまで既に少がらぬ数の重要な海事私法に関する国際条約を採択してきました。右余議は、今回は他の一つの議題と共に、原子力船の運航者の責任と其条約案(Draft Convention on Liability of Operators of Nuclear Ships; Pro-

項目があり、両草案が外交会議の基礎草案と考えられる。

なお、万国海法会は、IAEAバネルの結論とリエカ草案とが異なる点について再検討するための委員会を同年一〇月に開き、その結果を報告書に作成していられたものであるが、世界最初の原子力商船であるアメリカの「サヴァンナ」号の就航が近くなつたことを機縁に、アメリカの強いインシャティヴにより、先に世界的に扱われるに至つたものである。(1)

二 会議においては、まず原子力船条約に関する委員会で逐条審議・採決を行ない、その結果を、起草委員会が総会に提出するための草案を作成し、総会で再び逐条的に討論・採決する形がとられた。発言は一々演壇することになつており、採決はロール・コールが原則であつて、大がかりなものであった。結局、一条ないし一〇条、および一五条が総会で正式に採択された草案となつた(以下プラッセル草案と呼ぶ)。(1) 一一条は最終条項(final clause)と共に今回は採決しないこととした。草案には起草委員会案をいわゆる掲げてある。(1)。

参加国は五三ヶ国の多数にのぼつた

が、大半のばくはいうと、近く近い将来に法律技術上の難問が多く、右の諸国のはか、イタリア、オランダ等が活躍した。ソ連圏諸国は票はまとまるためかなり多く有力であったが、その立場は必ずしも明瞭でなかつた。

(1) リエカ草案については、谷川久・第一回国海法会総会報告、海法会誌八号に詳しい。

(1) わが国からは筆者が出席した。

(1) なお、本外交会議における原子力船には、両草案を討議の基礎とする並の条

条約の審議については、星野・海法会誌九号(近刊)に詳しく述べた。

三 本草案の骨子は、いわゆるおりである。

(1) 原子力船の原子力事故により生じた原子力損害について責任を負うべきものは、原子力船の「運航者(operator, exploitant)」であり、これは、締約国たる船籍国によって原子力船運航者としての許可を与えられた者である。(一条四項、二項、一五三条三項、四項)(1)。

(2) 軍艦も本条約の適用を受ける原子力船である(一条一項参照)。かなり激しく議論された点である(後述)。

(3) 原子力事故を起した原子力船の乗客、船員、積荷に対する損害も、「原子力損害」として本条約の対象となる(一条八項参照)(後述)(1)。

(4) 原子力船運航者は、無過失責任を負う(一条一項)。ひとつも「戦争(war), 敵対行為(hostilities), 内乱または反乱に直接起因する原子力事故については免責される(八条)(iii)。

(5) 原子力事故についての責任は、運航者に集中される(二条一項)が、故意に損害を発生させた個人の作為不作為によつて原子力事故が発生した場合、および契約で明示に引き受けられた場合とは、この者に対しても求償できる(二条五項)。激しく争われた点で、わが国にも関係がある(後述)。

リスト

1961.10.15 (No. 236)

(6) 被害者が故意過失により損害を生ぜしめた場合のうち、故意あるとみなみ、賠償額を減少することができる(一条四項)(2)。

(7) 時効(除斥期間)の規定は、ウインバネル草案とほとんど同じ表現であり、たゞ、短いほうの期間が二年でなく三年となる(五条一項、三項)(HL)。

(8) 運航者の責任は、一原子力船の一事故につき、一億米ドルに制限されることを要する(三条一項)。ひとつも重要な問題であると言ふをまたない(後述)。

(9) 運航者が損害賠償措置を維持するべきこと、許可国が国家補償をするべきことについての規定は、ウインバネル草案とほとんど同じ文字である(三条二項)(K)。

なお、通常法が許可のない原子力船による原子力事故については、船籍国が責任限度額まで当該原子力船の責任を引き受けれる(一五三条一項)(2)。

(10) 本条約による損害賠償の訴の管轄権については、議論がまとまらず、草案には空ぬまま残された(二条、一二条は空白)。ただ、できる限り一つの事実を述べたものである。

(1) 許可国と船籍国が一致しない場合を認めてもよいか、これに関連して、適法な許可がない場合にどこの国の国家補償があるか否かが問題となつた。前者につ

いては、委員会において、許可国は船籍国でなければならないとするフランスの提案が採択され、起草委員会案が許可国(の定義として、その國の國旗を掲げて原子力船を運航する権限を与えた國として)。

(1) リエカ草案と同じ。ウインバネル草案では、積荷に対する損害は除かれている(五条一項)。後者については、註七参照。

(1) リエカ草案と同じ。ウインバネル草案では、積荷に対する損害は除かれている(五条一項)。

(4) リエカ草案を採ったもの。バネル草案では、被害者に過失のある場合にも賠償額を減額を認めていたが、委員会ではリエカ草案の立場をとるもののが圧倒的多数であり(賛成二八、反対一、棄権六)、総会でもやはりこれに対する異論がなかった。

(5) バネル草案では二年になっていたものを、わが国の提案が採択されて改められた。ウイン草案は、プラッセル草案の表現をとったものである。

(K) 本草案では、「The licencing State shall provide the operator with the necessary funds...」であるが、ウイン草案六条一項とは、「The installation of the plant shall be made by the licensing State. The operator shall be indemnified by the licensing State for all expenses incurred by providing the necessary sums...」である。

(7) リエカ草案、バネル草案ではなく、かなり議論がなされたが、被害者保護のためにつき一国の裁判所のみが管轄権を有することを原則とするとの考え方のみ採択された(後述)。

(1) 許可国と船籍国が一致しない場合を認めてもよいか、これに関連して、適法な許可がない場合にどこの国の国家補償があるか否かが問題となつた。前者につ

(1) 本条約の適用範囲に関して、軍艦を本条約の対象とするべきか否かが、かたより盛んに議論されたことが注目され、リエカ草案では軍艦を含めることになつておらず、ウインバネル草案ではこれを除外することになつていて、対立していたが、委員会でも、リエカ草案をとるべしとの発言がイギリス、スカンジナビア諸国、受入国たる小国からなされ、反対の発言がアメリカ、ソ連の大國によりなされた。イタリアが妥協案として、条約自体からは軍艦を除外しつつ、譲定書でこれに若干の規定を適用する旨の定めをせよと主張した(わが国もこれに賛成した)。採決の結果は、軍艦を条約の対象とする案が一八対一六(棄権二)で採用された。総会では、イタリアが、その提案する譲定書もつけて、同じ趣旨の提案をした。譲定書には、軍艦にも本条約を適用するが、その保有国は損害賠償措置を備える必要がないこと、國は他国の原子力軍艦の許可・検査・差押をし、またこれをその管轄権に服せしめてはならないことを定めている。採決は、まず軍艦を条約の対象に含ませるか否かについて行ない、二四対一二(棄権七)で、委員会案とおりこれを含ませることとし、ついで、条約自体に規定するか譲定書に定めるかについては、二四対六(棄権九)で、条約自体で適用を規定することとなつた。

(2) 求償権の問題は、修正案も多く、討論に多くの時間を費した。リエカ草案は、ワイン(陸上)草案A案と同じ立場をとり、ワイン原子力船パネル草案は、これを主体にしつつ、わが賠償法の考え方をカッコに入れて書いてある。本会議の小委員会では、アルゼンチンがワイン(陸上)草案B案の考え方を主張し、アメリカ、イギリス、スカンジナビア諸国その他多くが、リエカ案の考え方を支持したが、イタリア、ソ連がわが賠償法と同じ考え方を提案した。わが国は、在来船およびこれに深い関係を有する者をも保護する必要があるとの立場から、故意の場合のみ求償される者として、賠償法に定める者その他、在来船の運航者、所有者、在来船に資材・役務を供給した者を加える(それ以外の第三者には過失の場合も求償できる)考え方を述べた。委員会における各案の採決の結果は、アルゼンチン案が賛成五、反対二六、棄権四で否決、イタリヤ案が賛成一五、反対二二、棄権一で否決された結果、リエカ草案＝ワイン原子力船草案(カッコの部分を除いたもの)が生きた。わが案については採決をしなかった。総会でも、再び白ロシアとイタリヤが、類似の案を提出した。前者は、過失で原子力損害を惹起したすべての者に対して求償をなしうる、求償される者の責任は、国内法および適用される國際的合意に従って定められる、と

するもので、後半にいくぶん苦心が見られるが、賛成一二、反対二五、棄権三で否決された。後者は、故意に損害を惹起した個人と運航者が契約で明示的に求償権を放棄しない限り原子炉または核燃料の供給者と対して、求償権がある他、過失によって衝突した在来船の所有者に対しても過失の度合に応じかた準拠国内法および国際条約による責任限度まで、求償できる、とするもので、過失ある在来船の取扱に苦心が見られるが、これも賛成一、反対二〇、棄権四で否決された。

(3) 最も時間を費し、多くの発言者の場合のみ予想される者として、賠償額をどこに定めるかの点であった。委員会では、金額をこの会議で決めるのは時期が尚早であるという議論のほか、採決を後にのばせとの動議が出て、結局五一で採択された。総会では、ノルウェーからこれを五千ドルに改めよとの提案がなされ、討論の後採決を行なったところ、右の案に対して賛成一三、反対一六、棄権七で否決されて、ついに一億ドルに決定したわけである(わが国は棄権)。

なお、ギリシャは、責任限度額が高くなると、小国では国家補償することが困難であるから、補償のための国際基金を設置することを提案し、小委員会で検討されたが、IAEAが広く「補償の実施を容易ならしめる國際的協力の一般的問題」を検討する旨要望するとの決議が行き、総会で採択されたに止まつた。

(4) ついで、管轄権の問題が、最も多くの重要な修正案を生み、難問である。三については、この問題を扱う特別委員会を作成とのスカンジナビア諸国の提案が採択され、その報告が総会に提出され

アが、低い額がよいというわけでこれに賛成の発言をした。この対立に臨んで、オランダが、限度額は提案された最低の額(五千万ドル)とし、締約国が二国間または多数国間条約によって、その領域内で発生した事故につき、一億二千五百万ドルまでの限度を定めうるとする妥協案を提出したが、統一を目的とする本条約の趣旨に反するとの理由からの反対が多かつたため、撤回された。ついで、アメリカが、イギリスの提案した一億ドルにおいては、何れにしてもどの国を管轄国と同一にするか、許可国(ノルウェー)と同一にするか、大事故のため損害額が責任限度額を起える場合にのみ許可国(ノルウェー)の管轄とするか、の選択がある。第三は、国際裁判、国際仲裁の制度を創設するか、するならばどのような制度にするかの問題である。委員会では、八つの修正案の骨子が述べられた後、討論は第一の問題について若干行なわれたのみであった。単一管轄説と複数管轄説の選択について決を採ったところ、单一説が一八対一七(棄権一)で採択された(わが国は単一説に賛成)。第一の残りと第二については、時間切れのため、拡大起草委員会(Comité de rédaction élargi)を作つてこれに委ねることとなつた。第

三については、この問題を扱う特別委員会を作成とのスカンジナビア諸国の提案が採択され、その報告が総会に提出され

た。総会には、ワイン原子力船草案A案に近い起草委員会案が提出されたが、なお検討を要するとの動議がなされ、採決されず、この部分は空白のまま残されることとなつた。

四 両条約草案とわが 賠償法

一 終りに、両草案の考え方と、わが賠償法（ないし民法）とが異なる事項のうち重要なものを挙げ、今後の問題点を指摘しておきたい。

二 条約（法律）の適用範囲に関しては、原子力事業の従業員（原子力船の船員）の業務上蒙った損害につき、両条約案と賠償法との扱い方が異なっている点が第一の問題である。もっともこれは、形式的には、いちおう「原子力損害」にあたるとしつつ、損害賠償を支払った事業者・運航者は常に労災保険等の基金に求償できることとは可能だから（ワイン草案七条、プラッセル草案六条）その限りでは問題ないが、労災保険等の給付は定額制であるから、これが超える損害額は、条約（法律）による基金が負担することになり、それでよいか否かの実質的問題は残るから、何れにしてもこの点を考えておく必要がある。

賠償法がこれを同法の対象から除外した理由は、形式的には、同法が事業者と契約関係に立たない第三者の蒙つた損害の填補を目的とすること、実質的には、従業員は無過失損害賠償制度を採る労災保険制度により十分の補償を受けているから、本法の特別の保護を与える必要がない、何れにしても両制度の関係から複雑な問題の生じることを避ける、といったことであつたと思われ、何れにしても問題を後に譲っている。ところで、従業員災害を条約（法律）の対象にする場合としない場合との利害得失を比較考量すると、かなりデリケートである。第一の问题是、従業員の保護と第三者の保護の関係である。従業員は労災保険等による相当の給付を受けるから、条約（法律）により設定される基金はできるだけ第三者のために留保したい、との要請がある。しかし、労災保険等による給付の多くの部分は定額方式であって、必然的に第三者的に保険料が支払われるといつてまである。しかしながら、従業員に十全の保護を与えたいためにしても労災保険でカバーできない損害についてのみ基金に食いこむのだから、そう多い額でなく、一般被害者を含むことはほとんどない、との反論がなされよう。これに対しても、一般的の業務から除くことは、右の原則も適用しないことを意味するが、そうすると、原子力事業者に対する資材、役務を供給した者との過失で原子力事故が発生した場合には、被害者は民法七〇九条の一般原則により、保険金給付をした政府は代位によつて取扱事業者が責任を負うものとしているが、陸上原子炉条約草案との関係により、これらの者に請求または求償はデリケートである。まず賠償法は、当

の填補を目的とすること、実質的には、従業員は無過失損害賠償制度を採る労災保険制度により十分の補償を受けているから、本法の特別の保護を与える必要がない、何れにしても両制度の関係から複雑な問題の生じることを避ける、といったことであつたと思われ、何れにしても問題を後に譲っている。ところで、従業員災害を条約（法律）の対象にする場合は、損害が大きく支払うる額を超える場合についての問題で、いちおう例える場合は、損害が大きくなると、かなりデリケートである。第一の问题是、従業員の保護と第三者の保護の関係である。従業員は労災保険等による相当の給付を受けるから、条約（法律）により設定される基金はできるだけ第三者のために留保したい、との要請がある。しかし、労災保険等による給付の多くの部分は定額方式であって、必然的に第三者的に保険料が支払われるといつてまである。しかしながら、従業員に十全の保護を与えたいためにしても労災保険でカバーできない損害についてのみ基金に食いこむのだから、そう多い額でなく、一般被害者を含むことはほとんどない、との反論がなされよう。これに対しても、一般的の業務から除くことは、右の原則も適用しないことを意味するが、そうすると、原子力事業者に対する資材、役務を供給した者との過失で原子力事故が発生した場合には、被害者は民法七〇九条の一般原則により、保険金給付をした政府は代位によつて取扱事業者が責任を負うものとしているが、陸上原子炉条約草案との関係により、これらの者に請求または求償はデリケートである。まず賠償法は、当

られなくなる恐れがある、との再反論がされよう。結局は、原子力損害の危険性とこれに対する対策の有効性をどう見るかという科学的な判断と、原子力事業の従業員に特別の保護を与えるべきか否かという政策の問題となる。なお、以上のよう第三者と従業員との利害の対立するものは、損害が大きく支払うる額を超える場合についての問題で、いちおう例える場合は、損害が大きくなると、かなりデリケートである。第一の问题是、従業員の保護と第三者の保護の関係である。従業員は労災保険等による相当の給付を受けるから、条約（法律）により設定される基金はできるだけ第三者のために留保したい、との要請がある。しかし、労災保険等による給付の多くの部分は定額方式であって、必然的に第三者的に保険料が支払われるといつてまである。しかしながら、従業員に十全の保護を与えたいためにしても労災保険でカバーできない損害についてのみ基金に食いこむのだから、そう多い額でなく、一般被害者を含むことはほとんどない、との反論がなされよう。これに対しても、一般的の業務から除くことは、右の原則も適用しないことを意味するが、そうすると、原子力事業者に対する資材、役務を供給した者との過失で原子力事故が発生した場合には、被害者は民法七〇九条の一般原則により、保険金給付をした政府は代位によつて取扱事業者が責任を負うものとしているが、陸上原子炉条約草案との関係により、これらの者に請求または求償はデリケートである。まず賠償法は、当

をすることができるうことになり、通常の被害者に対する関係で右の原則をとった趣旨が崩れてしまう。これが好ましくない場合には、これを従って賠償法を改めて従業員に特別の保護を与えるべきか否かの問題ではどの問題ではないと思われる。ただ、従業員災害を法律の対象とすることにより成立する可能性もあり、そのとおりに成立する場合には、これに従って賠償法を改めてよく、何れにしても、今後わが国が特に強く主張するほどの問題ではないと思われる。ただし、従業員災害を法律の対象とした場合に、労災保険上の給付請求権と法律上の賠償請求権との関係について規定する必要があるが（ワイン草案七条、プラッセル草案六条を参照）、先に述べたような理由で、労災保険等の給付の限度まではその基金から支払うべきものとし、それで現実の損害の填補に不足する場合の不足分についてのみ賠償法による基金から支払われるものとするべきである。なお、複雑な求償関係を避けるためには、従業員（船員）は、まず労災保険等による定額までの給付を受けるべきものとするほうがよいかもしれない。

三 核燃料等の輸送について、賠償法は、輸送をユニットと考え、その全体につき取扱事業者が責任を負うものとしているが、陸上原子炉条約草案との関係により、これらの者に請求または求償はデリケートである。まず賠償法は、当

事者間の契約を問題としない趣旨と解されるから、第一の抵触があり、責任の移転時も、送主の敷地を出た時と引取時とでは、異なるといえよう。

賠償法の趣旨は、被害者をして誰に請求するかを一目瞭然とさせたいという点にあった。これはかなり進んだ考え方と思われ、そのもともなことは事務局もいちおう認め、賛成の国もあったことは、「引取」の解釈につき客観的標準をとるべしとする國の存在からも知られよう。しかし、時期がド拉斯ティックとの印象を与えたようであった。何れにしてもはつきりしない場合の残ることは否定できないし（敷地の出入の頃に事故が起つた場合など）、契約で決めている場合は、両当事者を少し調べればすぐ分ることだともいえる。大国小国の利害関係にかかる点としては、輸送を「ユニット」として考える、荷送人、荷受人のどちらかを責任者とすると、現在、使用済核燃料は送り返すことになっているから、輸入国（借受國）の事業者も、受入時・返送時の輸送のうち一方は相手の責任とすることができるが、契約に委ねられる、どちらも責任を負わされることになりかねなく、不利といえる。そこで、せめて契約による主義はやめて客觀主義をとることをおか、といったあたりが問題であろうが、大國の主張する契約主義がかなり強力であることは覚悟しておかねばなるま

リスト

い。なお、国内輸送については国内法に委ねるという方式を一つの線とすることを考えられる。しかし、現草案の考え方でも特に不可といふほどのものではなく、者についても、過失といふことの故意の実状からは受け入れ易いものであらうから、これで差支ないとも考えられる。

四 求償権については、国際的に鋭い対立があり、特に原子力船に関して、わが賠償法のいわば中間的な解決をとる國も少なからずあるから、数から見れば未だ混沌としているということもできる。しかし、質的に見れば、有力國のほとんど全部が、故意者と契約によって引き受けた者とに対するのみ求償権を認められた方をとっていることに注意しなければならない。

広く過失あるすべての者に対しても、をなしうるとする考え方には、支持國も多くの苦情を避け、これを容易にするため、第三者について、過失ある場合にも求償を認めるべきか否かである。これは、実質的には、条約（法律）の保護の対象についての考え方の差異に帰すると思われる。無責の被害者の保護を図ることがその趣旨で、かつそれで足りるとすれば、過失で事故を発生させた者を保護する必要はない、むしろおかしいことだ、

い。なお、国内輸送については国内法に委ねるといふ方式を一つの線とすることを考えられる。しかし、現草案の考え方でも特に不可といふほどのものではなく、者についても、過失といふことの故意の実状からは受け入れ易いものであらうから、これで差支ないとも考えられる。

この問題における求償の要件としてのそれが、故意の存在からも知られよう。しかし、現草案の考え方でも特に不可といふほどのものではなく、廣く原子力施設（船）の近くにいる者についても、過失といふことの故意の実状からは受け入れ易いものであらうから、これで差支ないとも考えられる。

（概要の相対性）。しかし、各國の裁判所に対し概念の相対性の理論を用いて柔軟な解決をはかることを直ちに期待するのはむりであるから、先の不安は、国際的レベルで考える限り、もつともとすることになりそうである。少なくとも、わが私法広く近代法の原則は過失主義であり、例外はできるだけ少なくない。特別の事由のある場合に限るべきであるといった上段の原則論は、あまり有効ではない。すべての者に対し故意の場合に限つてよいのではないか。

（続き）に、原子力船については、特殊の事情がある。在来船舶の過失で原子力船に衝突する場合を十分考えておかねばならない。少なくとも海運国にとって在来船舶の保護の要請は強い。将来、求償される危險に備えて原子力船責任保険に加入することには困難であり、そのためにならぬ。少なくとも海運国にとって在来船舶の船主等が原子力船の就航に反対することを避けたい要請は、資材・役務の提供者とほぼ同様だからである。そこで少なくとも、原子力船について、これら行使のさいに適用されたのでは、求償の者に対する求償はその故意の場合に限

るとするべきであり、プラッセル会議におけるわが代表もこの趣旨の主張をしたわけである。この案を採決すれば、かなりの数の賛成があると思われるが、やはり、根本的に求償権について考え方方がよいのではないか。

(1) 過失相殺についても、同様な考え方の相異があり、それが原子力船条約におけるリエカ草案とワイン・ベネル草案との相異だったわけであり(三の三註四)、プラッセル草案でわが国にとって(賠償法に規定がなく民法七二二条二項)問題になる点の一つである。

五 もとも困難な問題は、原子力事業者(原子力船運航者)の責任の最高限度の制限と、これと密接に関連する国家補償とである。

既に詳しく述べたようだ。(1) 責任制限と国家補償との方式には、二つのものがある。一は、事業者の責任を損害賠償措置のあたりで制限し、これを超える損害の発生した場合は国が直接被災者に補償するという方式。二は、国が補償するのは事業者に対してその支払うべき賠償のための資金であり、被災者に対する関係では、事業者が常に責任を負うといふことにして、従って責任制限額は、損害賠償と国家補償とをえたものあたりになるわけである。実質的に事業者(運航者)の責任(負担)の制限の問題としては、保険と国家補償から得られる額のほかに、直接(保険料、補償料のほ

かに)若干を負担させるか否かを考えるべさい」とになる。

この点でプラッセル草案とワイン草案とは、いくぶん異なる。どちらも同じく第一の方式で国家補償を規定しているが、損害賠償措置で通常得られる額との関連が違う。プラッセル草案においては、責任限度額は、通常損害賠償措置から得られるもの、すなわち現在国際的保険市場で得られると予想される額(1)をはるかに上回っており、国家補償が常になされることを前提としている。かつては、責任限度額は、条約で定めるより高い額の限度額を定めることはできない、建前である

(The liability of the operator... shall be limited...)。これに対し、ワイン草案では、責任限度額は、現在国際的保険市場から得られる額あたりになつておらず、各國の保険市場の未発達、保険で填補されない場合(いわゆる「保険の穴」のある場合)の存在などの事情で損害賠償措置では責任限度額に達しない場合に國家補償がなされるもので、国家補償は、事実上はむしろ例外的なものとなつてゐる。

かた)若干を負担させるか否かを考えると異なり、損害額がそう多くないであろうこと、原子力船においては、人口が多い港で事故の起る危険のこと、特に、外国に行くため外国の国民のことを考えねばならないこと、等が理由である。

わが賠償法は、両条約とはかなり異なり、責任最高限度の定めはなく、形式的には事業者の責任は無限責任となっており、国家補償は、原子炉の規模に応じて一定の額(通常五〇億円)までは、補償契約により国の義務として支払うが、これを超える分は「国の援助」という形になつていて。

そこで、陸上原子炉条約については、通常の場合は、その定める限度額が、五〇億円以下であれば、いちおう抵触は起らない。五〇億円をもう少し(千五百万ドル=五四億円)上げるのは、そう困難ではなかろう。ただ、小さい原子炉について、損害賠償措置額従つて補償契約の額が五〇億より少ない場合に、これを超える損害について条約の定める限度額までは、国家補償をしなければならぬが、國の「援助」でもよいかが微妙な問題となる。国家補償をするといつても、國が毎年予め予算を組み、基金を作つて、かなら反対が強いよう見受けられると、なるほど、責任制限が、不十分な賠償による被災者の泣き寝入りを意味する。とすれば、論者のいうような財産権の侵害として憲法違反になるかどうかはともかく、きわめて好ましくないことであ

活動中の原子炉が移動する原子力船においては、外國が納得するには、イギリスのあらうこと、原子力船においては、人口が多い港で事故の起る危険のこと、ことをはっきりさせる必要があるが、それなりもはや「援助」ではあるまい。ここで、そもそも、原子炉の規模に応じて責任限度額を変えること、少なくとも研究用原子炉については低い限度額にすることを、条約上も認めるのが望ましくはないかとの疑問が生ずる。これは、純理論的には十分理由があるが、条約案がここまで煮つまつていて、具体的に、出力何KW以下のものは何億ドル、ということに額を提示した修正案を出しその数字的根拠があるといど明らかにならなければ、取り上げられないであろう。また、限度額を各國の定めるところに委ねることは、とてもむりである。原子力船条約草案については、抵触が大きい。これを批准するときには、一方、責任制限をしなければならず、他方、そこまで国家補償をしなければならないことにつき、國の「援助」で足りるか否かが同じく問題となる。

さて、わが国では、責任制限について、かなり反対が強いよう見受けられる。なるほど、責任制限が、不十分な賠償による被災者の泣き寝入りを意味する。とすれば、論者のいうような財産権の侵害として憲法違反になるかどうかはともかく、きわめて好ましくないことであ

1961.10.15 (No. 236)

り、そもそも本条約の第一の目的に反する。しかし、形式上はともかく実質的には、無限責任にすれば被害者の保護にむるのではないことをはっきり認識しておかなければならぬ。それは、事業者が破産し、被害者も他の債権者と平等に支払われて終りになるだけのことである。被害者に十分な賠償を得させるための立法は、損害賠償措置の強制と、國家補償とである。さらに、原子力産業の育成が我が国政策として重要なものであるとすれば、万一大事故の起った場合にしても、その破産をたやすく認めるようなやり方は好ましくない。事故を起した原子力船運航者にも賠償の一端を負担させるのがよいとしても、企業である以上計算可能な性の要請があるから、その額は予め決めてるものとするべきである。そこで、条約草案によれば、責任限度額と損害賠償措置から得られる額との差を国が補償するようになっているが、損害賠償措置の特徴は、締約国が自由に定め得るから、保険から得られる額のほかに、一定の額の供託をさせて、その和を損害賠償措置（運航者）の負担する限度を明らかにしておく必要があると考える。このようにしても、私保険市場の供給しうる額も、子力船運航者の提供しうる額も、限られておるから、被害者保護を考える以上は

国家補償が必要となつてくる。何れにしても、責任限度額は、プラッセル草案のやり方によれば、損害賠償措置から得られる額と国家補償の額との和のあたりとすることになる。外交会議における額の対立も、国家補償をするかしないかの違いに基づいていたのである(三)。

之故に、国家補償も、わが国では通りにくい考え方のようである。既に繰り返された議論は避けたいが、一言すれば、現在一般の私企業に対しこのような形での国家補償はなく、権衡を失するという議論が実際にきわめて強いものであるにしても、それだけではあまり説得力あるものでないことは、どちらの側もよく弁えておくべきであろう。原子力損害の特殊なものであることはそう異論ないだらうから、問題は、第一に、原子力事業開発の必要性をどれだけ認めるか、という国の方針の高度の政策に關することである。第一に一步を進めると、危険な産業から生ずる損害の賠償についてどうあるのが望ましいかという将来に向つての問題であつて、現在のやり方でよいかどうかこそが問題である。それはさておき、原子力船建造については、わが国がこれを建造保有し、外國に航海させると決心する以上は、条約少くともその基本的立場をのきざるを得ない、ということは、はつきり覚悟しておく必要があろう。受入国としては、少なくとも条約に定める限度まで

賠償のなされることの確実な保証のない限り、その港に原子力船が入ることを拒むのであることは看易い理だからである。せっかく原子力船は作ったが外国に出られない、といった事態が生じないよう、原子力船の建造を推進する人々は十分注意しておいて頂きたいと思う。(つぎに、受入国の立場としては、条約の線をのまなければ、他国の原子力船が入港しないことになるだけのことであり、そう問題ないとともいえる。何故ならば、我が国が条約を批准しない間にわが領域内での原子力事故が発生し、わが裁判所に訴訟が提起された場合には(一般原則上わが国の裁判所に管轄権のあることは問題ない)、事故発生地法である日本法が適用されて(これも国際私法上問題ない)、原子力船運航者に無限責任を負わせるところとなるが、それでは運航者はたまらないからである。もとより、実際は、国際上の問題として、既に条約があり、他の国が批准しているのに、自國は批准しないい、入港は避けたほうがよい、といってがんばっておられるか否かには、疑問がある(四)。何れにしても、相当の額までで国家補償することにして責任限度額を定めることに踏み切ったほうがよく、額を五千万ドルにするか一億ドルにするかは、政策的な事項として今後関係者が十分検討するべきである。

(二) さしあたりは、千四百ないし千五百万ドルと考えられている。もっとも、海事法外交会議におけるスエーデン代表の公式発言によれば、近々四千万ドルまでゆけるし、そろそろからぬ将来に五千万ドルになるという。

(三) スカンジナビア諸国（特にスエーデン）は、船舶の責任に関する事項につき国家補償をするのは、同國の種々の事情から困難であると述べ、やがて保険で五千万ドルまでカバーされるから、その額にしたい、と主張した。

(四) なお、除斥期間の点も両条約草案とわが國とが異なつて、これが、結局國家補償に関して問題となることを指摘しておくる。両条約案とも、除斥期間を延長すること自体は認めめており、ただ、事業者・運航者の責任が損害賠償措置と國家補償でカバーされることを前提としているが、保険の除斥期間が一〇年である点を動かすことは当分できないから、國家補償のかばーの有無が問題となり、損害が五〇億（小さい原子炉のときほど低い額）を超える場合に國の「援助」で足りるかといふ全く同じ問題となる。